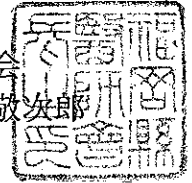




福岡県医発第1491号（総）
平成14年11月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬 次 郎



不良品の麻薬及び向精神薬取締法上の取扱いについて

標記につきまして、日本医師会より別添のとおり連絡がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては貴会会員への周知方につき、ご高配のほど宜しくお願いいたします。

1 4 薬 麻 第 1 4 1 号
平成14年11月 7日

各関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)



不良品の麻薬及び向精神薬取締法上の取扱いについて

このことについて、平成14年10月22日付けで厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてよろしくお願いします。

事 務 連 絡
平成14年10月22日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県衛生主管部（局）薬務主管課} \\ \text{地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）} \end{array} \right]$ 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

不良品の麻薬及び向精神薬取締法上の取扱いについて

標記については、下記のとおり取り扱いますので、御了知の上、関係者への周知徹底をお願いします。

記

1. 麻薬診療施設又は麻薬小売業者（以下、麻薬診療施設等という。）の管理者は、その所有又は管理にかかる麻薬の中に不良品を発見したときは、別紙に掲げる不良品の種類に応じて麻薬及び向精神薬取締法（以下、麻向法という。）第35条に基づき、麻薬事故届又は麻薬廃棄届を都道府県知事に提出すること。麻薬の施用を受けた患者から不良品であった旨の申し出を受けたときも同様とする。

2. 麻薬診療施設等は、不良品を返品するときには、麻向法第24条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の許可を受けること。



1. 麻薬事故届を提出する不良品の例

- 1) 開封したら麻薬が入っていなかった。
- 2) アンプルが割れていた。(内容物が全量回収不可の場合)
- 3) 開封したら麻薬がこぼれていた。(漏れていた)(内容物が全量回収不可の場合)

など

2. 麻薬廃棄届を提出する不良品の例

- 1) 変質していた。(色調の変化を含む)
- 2) アンプルが割れていた。(内容物が全量回収可能な場合)
- 3) 開封したら麻薬がこぼれていた。(漏れていた)(内容物が全量回収可能な場合)
- 4) 異なる封かん証紙が貼られていた。
- 5) 封かん証紙が剥がれていた。
- 6) 容器、被包(内袋を含む)が不良。(破損、異形体等)
- 7) 調剤後に不良であることが発見された場合。

など